

## 「令和6年度川崎市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）」のお知らせ

政府与党政策懇談会（令和5年10月26日）における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、国の「重点支援地方交付金」を活用し、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等（『住民税非課税となる世帯』及び『住民税均等割のみ課税となる世帯』等）への給付を行うため、対象となりうる世帯に対し7月18日（木）から「確認書」を郵送します。（こども加算に該当する世帯には、9月1日（水）から「支給のお知らせ」を郵送します。）また、『定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）』を支給するため、支給対象者に対し7月16日（火）から「支給のお知らせ」等を郵送します。

### 1 新たに『住民税非課税となる世帯』及び『住民税均等割のみ課税となる世帯』等への給付

#### （1）対象世帯

令和6年6月3日時点で川崎市に住民登録があり、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

\* 令和5年度物価高騰対策給付金[7万円]又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金[10万円]の対象世帯（未申請・辞退を含む）を除きます。

#### （2）給付額

1世帯当たり10万円（1回限り）

☆対象世帯に18歳以下のこどもがいる場合、別途、こども加算として対象児童一人につき5万円を後日支給します。

#### （3）発送日

令和6年7月18日（木） ☆こども加算については、令和6年9月1日（水）

#### （4）申請期限

令和6年9月30日（月） ☆こども加算については、令和6年10月31日（木）

【郵送申請：午前9時川崎港郵便局留必着／電子申請：午後11時59分まで】

#### （5）手続方法

ア 市から「確認書」が送付される世帯（郵送申請又は電子申請が必要）

○支給対象となりうる世帯で口座情報の確認等が必要な世帯

\* 振込は、事務センターに確認書到着後（又は電子申請後）、4～8週間程度かかる見込みです。

イ 自ら「申請書（電子申請を含む）」を市へ提出する世帯

○本市において対象世帯として抽出が困難な世帯

⇒市から「確認書」が届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和6年1月1日以降に複数回転居された方や海外から転入した方は、支給対象となる場合があります。この場合、8月上旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただくことが必要です。いずれも困難な場合には川崎市給付金コールセンターへ、お問い合わせください。

\* 振込は、事務センターに申請書到着後（又は電子申請後）、4～8週間程度かかる見込みです。

#### ☆対象世帯に18歳以下のこどもがいる場合

ア 市から「支給のお知らせ」が送付される世帯（申請不要）

○支給対象となりうる世帯 \* 辞退等の申し出がない限り、手続き不要で振込みます。

イ 自ら「申請書（電子申請を含む）」を市へ提出する世帯

○本市において対象世帯として抽出が困難な世帯

⇒市から「支給のお知らせ」が届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和6年1月1日以降に複数回転居された方や海外から転入した方、令和6年6月4日から9月30日までに出産した子どものいる世帯等は、支給対象となる場合があります。この場合、8月上旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただくことが必要です。いずれも困難な場合には川崎市給付金コールセンターへ、お問い合わせください。

\*振込は、事務センターに申請書到着後（又は電子申請後）、4～8週間程度かかる見込みです。

## 2 定額減税補足給付金（調整給付）

### (1) 対象者

川崎市から令和6年度分市民税・県民税が課税されている方のうち、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額（※1）が、令和6年度分市民税・県民税の課税内容を基に算出される令和6年分推計所得税額又は令和6年度分市民税・県民税所得割額を上回る方（※3）

※1 定額減税可能額

- ・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数（※2）
- ・市民税・県民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数（※2）

※2 減税対象人数

- ・納税義務者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（控除対象配偶者及び扶養親族は国外居住者を除きます。）

※3 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方を除きます。

### (2) 給付額

所得税と市民税・県民税の定額減税しきれないと見込まれる額の合計を1万円単位で切り上げた額

### (3) 発送日

令和6年7月16日(火)

### (4) 申請期限

令和6年10月31日（木）

【郵送申請：午前9時川崎港郵便局留必着／電子申請：午後11時59分まで】

### (5) 手続方法

ア 市から「支給のお知らせ」が送付される方（原則、申請不要）

○川崎市の定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者のうち、令和6年6月3日時点で調整給付額が確定しており、かつ令和6年6月中旬までにマイナンバーカード等により「公金受取口座」の登録を完了した方

イ 市から「確認書」が送付される方（郵送申請又は電子申請が必要）

○川崎市の定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者のうち、上記ア以外の方

\*振込は、事務センターに確認書到着後（又は電子申請後）、4～8週間程度かかる見込みです。

## 3 問合せ先

○新たに『住民税非課税となる世帯』『住民税均等割のみ課税となる世帯』『子ども加算』への給付について

川崎市給付金コールセンター

連絡先：0120-710-320（フリーダイヤル）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日除く。）

\*本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和6年度に新たに住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対する給付金（10万円）について』



☆本給付金制度の受給資格のある世帯のうち、令和6年6月3日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯にこども加算を支給します。詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和6年度に新たに住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対する給付金こども加算分（5万円）について』



#### ○定額減税補足給付金（調整給付）について

川崎市調整給付コールセンター

連絡先：0120-800-040（フリーダイヤル）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

\*本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和6年度分の特別税額控除（定額減税）しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）について』



#### 【問合せ先】

##### ●住民税非課税化等給付

- ・令和6年度川崎市非課税化等給付金について

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 長井

電話：044-200-1436

- ・こども加算について

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 柳原

電話：044-200-2671

##### ●定額減税補足給付金（調整給付）

- ・対象者及び調整給付額の算定について

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉

電話：044-200-2218

- ・書類送付、振込等の給付金支払いについて

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 竹花

電話：044-200-1437